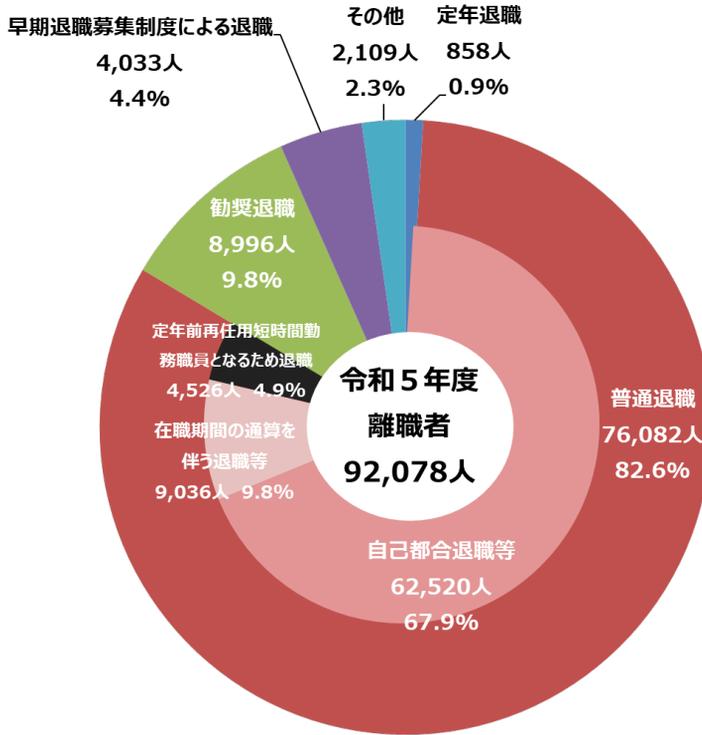


# 退職状況等調査結果のポイント

## 1 令和5年度の離職状況

- 令和5年度の離職者数は92,078人。令和5年度は定年の段階的な引上げにより、60歳の定年退職者が生じなかったことなどから、前年度から47,081人減少（33.8%減）。
- 普通退職者数は前年度より15,298人増加。これは、主に、定年引上げ後においても60歳で退職した職員がおり、当該職員は、定年引上げ前であれば「定年退職」だったところ、定年引上げ後においては「普通退職」となるためである（60歳の普通退職者は前年度から17,899人増加）。



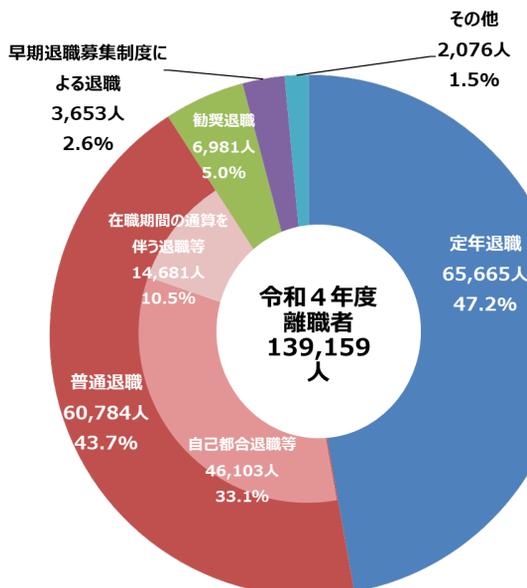
(注1) 普通退職：自己都合退職や在職期間の通算を伴う退職等、他の区分のいずれにも該当しないものであって、定年引上げ前の定年に達した日以後から定年引上げ後の定年に達する日の前日までの間、非違によることなく退職した場合を含む。

(注2) 在職期間の通算を伴う退職等：任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて他の地方公共団体等の職員となるため退職手当を支給されずに退職した場合等

(注3) 定年前再任用短時間勤務職員：条例で定める年齢（60歳）に達した日以後定年前に退職した者で短時間勤務の職に採用された職員

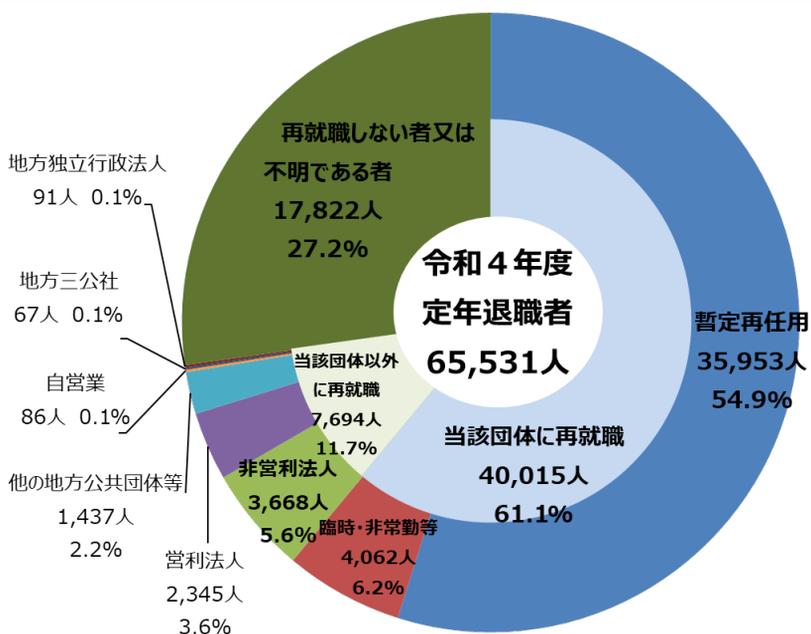
(注4) その他：分限免職、懲戒免職、失職及び死亡退職

## (参考) 令和4年度の離職状況



## 2 令和4年度定年退職者の再就職状況

➤ 令和4年度の定年退職者の再就職状況については、暫定再任用となった人数は35,953人、これらに臨時・非常勤等を含め、退職した団体に再就職した割合は61.1%（前年度比0.5%増）。



（注5）臨時・非常勤等：地方公務員法第3条第3項第3号に規定する臨時又は非常勤の顧問、参与、調査員、嘱託員及びこれらの者に準ずる者の職に任用された者、法第22条の3第1項又は第4項の規定に基づき臨時的に任用された者等